

# 中野区は、コミュニティ交通の導入に向けた地域住民の主体的な活動を支援します

## 1 概要

中野区では、鉄道や路線バスのネットワークの構築が特に難しい地域を対象に、コミュニティ交通の導入に向けた地域住民による主体的な活動を支援します。

## 2 コミュニティ交通とは

地域住民の移動手段を確保するため、以下の2つの条件に基づき導入・運行する交通サービスを、中野区では「コミュニティ交通」と定義します。

条件1 鉄道や路線バスのネットワークの構築が特に難しい地域が対象

条件2 地域住民が地域組織を立ち上げ、主体的に活動を行う

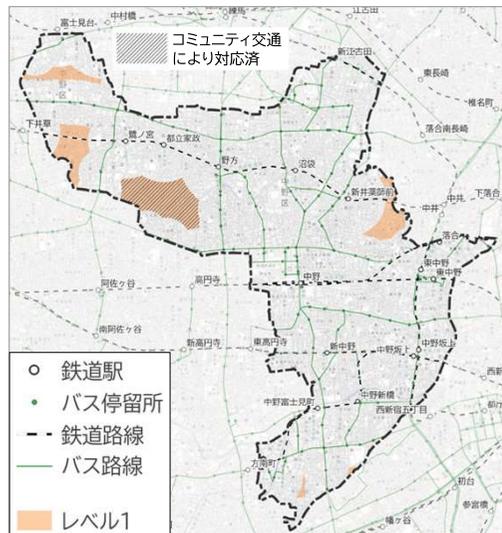
コミュニティ交通の形態は、地域特性や需要に応じて多岐にわたります。(タクシー・バス・次世代モビリティなど)

## 3 鉄道や路線バスのネットワークの構築が特に難しい地域とは

鉄道や路線バスのネットワークの構築が特に難しい地域とは、中野区地域公共交通計画(※1)における公共交通サービス圏域のレベルを示す1~6のうち、レベル1に近い地域(右図を参照)とします。

なおレベル1とは、鉄道駅・バス停・シェアサイクルポートのいずれも圏域内(※2)にない地域ですが、右図は鉄道や路線バスを対象としており、シェアサイクルポートは除外しています。

コミュニティ交通はあくまでも、既存の公共交通ネットワークを補完するものであり公共交通と競合が生じると、既存の交通ネットワークの縮小や廃止リスクを高め、サービスレベルの低い地域の拡大を招く可能性があるため、導入は慎重に検討する必要があります。



鉄道や路線バスのネットワークの構築が特に難しい地域\*

\* 中野区地域公共交通計画におけるレベル1に近い地域です。令和7年10月現在時点であり、今後、路線バスの系統廃止によりレベル1の広がりが増える可能性があります。

## 4 地域組織とは

コミュニティ交通を導入・運行するには、地域住民が中心となって構成される「地域組織」を立ち上げ、区への登録の届け出を行う他、会則(参考資料編に例を掲載。その構成は、会の名称、目的、活動概要、会長等ほか)の作成と提出が必要となります。

この際、構成員5名以上かつその構成員の4/5以上が対象地区の居住者であることが、組織を立ち上げる要件となります。

地域交通の課題解決には、地域の実状を最も理解している地域住民の主体的で積極的な活動の取り組みが不可欠です。

活動内容の具体例としては、コミュニティ交通導入の検討や計画作成、停留所の地先交渉、運営や運行への主体的な参画、事業継続のための利用促進などが想定されます。

## 5 コミュニティ交通導入までのSTEP

### STEP1:活動の準備

- 1 同じ思いを持つ仲間を集めます
- 2 継続的な活動ができる地域組織をつくります

### STEP2:導入のための活動

- 3 導入方針・構想をつくります

### STEP3:運行に向けた活動

- 4 実証運行を行います
- 5 本格運行を開始します



※1 中野区地域公共交通計画:令和4年3月に策定された中野区交通政策基本方針に基づき、各地域の公共交通サービスの充実度や施策等を示しもの

※2 圏域内:

- ▶鉄道駅は、日乗降客数が10万人以上で1km以内、3~10万人で750m以内、3万人未満で500m以内
- ▶バス停は、300m以内
- ▶シェアサイクルポートは、100m以内

# 中野区は、コミュニティ交通の導入に向けた地域住民の主体的な活動を支援します

## STEP1:活動の準備

## STEP2:導入のための活動

## STEP3:運行に向けた活動

### 1 同じ思いを持つ仲間を集めます

○町会・自治会や商店街、学校など、様々な既存の地域組織への呼びかけを行う

### 2 継続的な活動ができる地域組織をつくります

(1)構成員が5名以上からなる地域組織をつくります

○代表者を定めて地域組織として区に届出する

(2)現状の課題を詳細に把握します

○登録をした後は、地域住民から地域組織として以下に示す活動を行う

- ・定期的な勉強会の開催
- ・まち歩き(現場で問題箇所を共有)
- ・話し合い、課題を掲げて問題点を整理
- ・今後の活動計画の作成

○以上の活動記録を地域住民に周知



活動記録の提出

### 3 導入方針・構想をつくります

○以下からなる導入方針・構想を検討、作成

- ・導入にあたっての背景と目的
- ・地域の状況(人口、道路網・幅員、交通規制、既存の公共交通、主要な施設など)
- ・利用アンケート調査
- ・導入する交通サービス・エリア等の候補
- ・関係者との調整(交通管理者、道路管理者、交通事業者)
- ・交通安全対策、走行テスト
- ・停留所を設置する場合は設置可能な区間と、地先交渉の進め方
- ・運行を持続させるための体制、利用促進方策
- ・採算性の検討
- ・交通事業者等の想定 など



導入方針・構想の提出

### 4 実証運行を行います

- (1)実証運行計画を作成します
- (2)実証運行をPRします
- (3)実証運行を実施します
- (4)実証運行を評価し継続可否の判断をします



### 5 本格運行を開始します

- (1)本格運行計画書を作成します
- (2)本格運行をPRします
- (3)本格運行を実施します
- (4)本格運行を評価し継続可否の判断をします



実証運行の評価資料の提出

継続可否判断資料の提出

○必要に応じて導入方針・構想の作成に関与

- 交通事業者等として応募
- 地域住民とともに実証運行計画の作成
- 実証(本格)運行の事業者となる

- 基礎的情報の提供
- 活動の方向性を支援



話し合いの結果を踏まえ、STEP2に進めるかどうかを判断

- 導入方針・構想作成を支援
- 利用アンケート調査を支援
- 関係者との調整を支援



導入方針・構想を踏まえ、STEP3に進めるかどうかを判断

- 実証(本格)運行計画書の作成を支援
- 実証(本格)運行の実施を支援
- 関係者との調整を支援



実証運行を踏まえ、本格運行に進めるかどうかを判断

本格運行を継続するかどうかを判断

ウラ面